

「課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則」の全部改正（案）及び「調査協力減算制度の運用方針」（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	項目	意見の概要	考え方
1	規則第3条	公正取引委員会内部でも、例えば国際カルテルの調査のような場合に、日本語訳のみに基づいて審査を行うわけではないと考えられるため、公正取引委員会及び事業者双方の負担軽減の観点から、英語の資料については、日本語の翻訳文は必要とせず、英語資料+日本語による要旨のみでの提出を可能とすべきである。（団体）	事件の真相を解明するに当たっては、事実の正確な把握が必要となるため、日本語による要旨のみの提出を認めることはできません。
2	規則第4条	公正取引委員会としても、何らかの事情により電子メールが受信されないケースを想定しているが、この場合の順位担保については、公正さを保つために、公正取引委員会としてどのように運用方法を工夫することを考えているか明記すべきである。（団体）	規則第4条第2項及び第7条第3項の規定により、公正取引委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに、課徴金の減免に係る報告書が公正取引委員会に提出されたものとみなされず。他方、当該記録がなされない場合には、提出したことにはなりません。
3	規則第4条	課徴金減免申請者には電子メールの送信が完了したように見えても、実際には公正取引委員会に届いていないという事態が起こり得ることから、例えば、公正取引委員会から課徴金減免申請者の送信元アドレスに対して、機械的に受領確認メールを送信するシステムを導入すること等により、公正取引委員会の開庁時間外（夜間や休日）であっても課徴金の減免に係る報告書を公正取引委員会が問題なく受領したことを当該事業者側でも迅速に把握できるような体制を整えるべき	事業者側のメールシステムの設定又は運用ルールによっては、公正取引委員会に電子メールが到達するまでに時間を要する場合又は届かない場合があります。また、事業者が送信した電子メールにウイルスが含まれている場合には、公正取引委員会は当該電子メールを受信できません。そのため、電子メールを送信した際には、課徴金減免管理官に対して受信の有無を電話で問い合わせるこ

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>である。</p> <p>また、その旨を運用方針にも明記すべきである。（団体、弁護士）</p>	<p>とをお勧めします。また、開庁時間外に課徴金減免申請を行うことが見込まれる場合で、受信確認を希望される事業者は、まずは業務時間内に課徴金減免管理官にその旨を連絡し、個別に御相談ください。この対応については、公正取引委員会のウェブサイト上で周知することとしております。</p>
4	規則第4条	<p>課徴金減免申請の方法をファクシミリから電子メールに変更することとしているが、ファクシミリの通信履歴や電子メールへの転送機能等を利用することで、ファクシミリ及び電子メールの受信時刻を比較することが可能と思われることから、課徴金減免申請の方法を電子メールを利用した方法に絞ることなく、ファクシミリを利用した方法も引き続き認めるべきである。（団体）</p>	<p>課徴金減免制度は課徴金減免申請の順位に応じて減免率に差が設けられているところ、電子メールとファクシミリの両方の申請方法を認めると、電子メールとファクシミリの受信時刻が非常に近接している場合に、どちらを先順位にすべきかという問題が生じる原因となることから、申請方法は電子メールによる方法に絞ることとしております。</p>
5	規則第4条	<p>電子メールで送信する場合、添付するデータの容量が大きいため複数の電子メールに分割して送信するケースや、添付するデータのパスワードを別の電子メールで送信するケースがあり得る。その場合に、規則第12条第1項及び第2項の「先後」については、1通目の電子メールが公正取引委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時点で判断されるのか、全ての電子メールについて当該記録がなされた時点で判断されるのかについても明らかにすべきである。（弁護士）</p>	<p>電子メールに添付する規則様式第1号又は第3号による報告書のデータの容量の事情により複数の電子メールに分割して送信する必要があるケースでは、分割した最後の電子メールが公正取引委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時点をもって、規則第12条第1項及び第2項の「先後」を判断することとなります。</p> <p>また、パスワードを別の電子メールで送信するケースでは、規則様式第1号又は第3号による報告書が添付さ</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
			<p>れた電子メール及びパスワードの情報に係る電子メールの全てが公正取引委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時点をもって、規則第12条第1項及び第2項の「先後」を判断することとなります。</p>
6	規則第6条	<p>課徴金減免制度における報告等について、公正取引委員会は、事業者にとっては口頭報告の方が望ましく、インセンティブがある旨を改めて認識すべきである。そして、どういった事情が「特段の事情」に該当するのかを明示すべきである。例えば、事業者が他の法域で情報が開示されることに対して懸念を有していることが、口頭報告を正当化する「特段の事情」に該当するはずである。（弁護士）</p>	<p>規則第6条第2項は、同条第1項において規定する課徴金減免制度における報告等の方法の例外として、他国の民事上の損害賠償請求訴訟において不利な立場になることが見込まれるなどの特段の事情があると公正取引委員会が認める場合には、口頭による報告又は陳述を可能とする規定です。</p> <p>調査協力減算制度における報告等の方法については、規則に規定しませんが、公正取引委員会が、報告等事業者と密接なコミュニケーションを行い、報告等の内容、当該報告等事業者の事情等を踏まえ、調査協力減算制度における報告等を直接持参、口頭その他の方法によることとするかを定めることとしていきます。</p>
7	規則第6条	<p>事業者が調査協力減算制度の下で、公正取引委員会に対して事実を報告し又は資料を提出する場合に関しても（改正後の独占禁止法第7条の5第1項第1号、同条第2項第1号など）、口頭報告をもって代えることとすべきであり、規則中に規則第6条第2項を準用する規定を置く必要があると考えられる。（弁護士）</p>	<p>調査協力減算制度における報告等の方法については、規則に規定しませんが、公正取引委員会が、報告等事業者と密接なコミュニケーションを行い、報告等の内容、当該報告等事業者の事情等を踏まえ、調査協力減算制度における報告等を直接持参、口頭その他の方法によることとするかを定めることとしていきます。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
8	規則第8条	事業者が十分かつ完全な協力に係る要件を満たすため十分な機会を得ることができるよう、課徴金減免申請の提出期限について、調査が既に開始された後においてもより柔軟な取扱いをすべきである。(弁護士)	調査協力減算制度は、効率的かつ効果的な事件の真相の解明等を図ることを目的としていることから、できるだけ早期に協議を開始して、合意を行う必要があります。そして、調査協力減算制度は課徴金減免申請に後続する手続であることから、合意を早期に行うためには、課徴金減免申請が早期に行われる必要があります。 そのため、課徴金減免申請の期限は変更しておりません。
9	規則第14条	規則及び運用方針のいずれにおいても、協議の申出に係る文書(規則様式第4号)の提出方法が明記されていない。規則において、その提出方法を明らかにすべきである。(弁護士)	御指摘を踏まえ、規則様式第2号と同じ提出方法とするため、規則第14条を修正しました。
10	規則第14条	協議の申出に期限を設けることについて賛成する。現行制度の下では、協議の申出の後に協議が行われ、減算率について合意することが必要となっている。協議の申出の期限を設けない場合、協議が様々なタイミングで発生してしまい、調査の長期化を招くおそれがある。事業者は課徴金減免申請を行う時点で協議の要否も含めて検討するはずであり、合理的な期間であると考えます。(団体)	賛同の御意見として承ります。
11	規則第14条	報告等事業者は改正後の独占禁止法第7条の4第5項の通知を受けた日から起算して10日(行政機関の休日を含まない)を経過する日までに協議の申出を行うことができること	調査協力減算制度は、効率的かつ効果的な事件の真相の解明等を図ることを目的としていることから、できるだけ早期に協議を開始して、合意を行う必要があります。

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>れているが、一律10日とするのではなく、事業者の事情等を踏まえて柔軟に設定及び延長ができるようにすべきである。（団体）</p>	<p>また、協議の申出は、規則様式第4号のとおり、申出をすることのみを明らかにすれば足りるものです。</p> <p>No. 10の御意見のとおり、課徴金減免申請を行う時点において、協議の申出を行うか否かの検討も含めて検討されることが想定されることから、規則で示した期限より延ばすことは考えておりません。</p>
12	規則第16条	<p>公正取引委員会が協議における説明の内容を記録するには報告等事業者の同意を得なければならない旨規定すべきである。また、どのような記録を想定しているのか、どのような場面で公正取引委員会が記録に関する確認を求めるのかについて更なる明確化を行うことが有用である。（弁護士）</p>	<p>規則第16条は、合意が成立しなかった場合に改正後の独占禁止法第7条の5第7項の規定により証拠とすることができない物件を報告等事業者との間で明確にするため、公正取引委員会が協議における説明の内容を記録する場合には、その内容について必ず報告等事業者に確認を求めることとするものです。公正取引委員会が報告等事業者の説明を踏まえ事件の真相の解明に資する程度を評価するために必要がある場合に記録するものであるため、報告等事業者から記録することの同意を得ることまでは必要ないと考えます。</p>
13	運用方針1	<p>課徴金減免制度に新たに調査協力減算制度を加えたものを「新課徴金減免制度」と定義すると、本制度が定着し数年経過した場合に、いつまでも「新」が付き続けるのは不自然であるし、そのタイミングで「新」を削除しようとする、「課徴金減免制度」と「調査協力減算制度」が包含される「課徴金減免制度」になってしまい、定義が重複するため、課徴金減</p>	<p>更なる改正がなされるまでは、混乱を生じさせることはないと考えますので、記載については、原案どおりとします。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		免制度と調査協力減算制度を包含する定義については、より適切なものにすべきである。(弁護士)	
14	運用方針1	「調査期間を通じて事業者と密接なコミュニケーションを行う」としていることを踏まえ、その時点で想定される減算率、今後事業者が提出すべき資料等に関して、事業者と相談を行い、減算率に関して事業者に不意打ちとならないように運用することを確認したい。(団体)	公正取引委員会は、調査期間を通じて、運用方針4(1)の考慮要素に照らして、報告等事業者の報告等が不十分な点を示しつつ、追加報告等の求めを行うことにより、意見聴取手続において、報告等事業者が減算率を初めて把握するということがないように運用することを考えております。
15	運用方針2	公正取引委員会は、事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たり、判別手続による申出及び求めを報告等事業者が行ったか否かは考慮要素とされないことを明示しており、弁護士と依頼者間の秘密の通信を尊重する重要な認識といえる。(弁護士)	賛同の御意見として承ります。
16	運用方針2	事件の真相の解明に資する事項として掲げられている各事項と、課徴金減免制度における報告書及び資料の提出で記載しなければならない事項は、大部分で共通している。 そのため、課徴金減免申請において事件の真相の解明に資する事項について詳細な報告・資料を提出した場合又は改正後の独占禁止法第7条の4第6項の規定に基づく公正取引委員会の求めに応じて詳細な報告及び資料を追加的・補足的に提出した場合には、調査協力減算制度の中で協力できる余地が狭くなってしまうため、調査協力の程度を事実上低く評価	課徴金減免申請時に把握し得る限りで報告等を行い、その結果として、調査協力減算制度における報告等が相対的に少なくなったとしても、減算率が低くなることはありません。運用方針4(1)において示しているとおり、減算率の評価に当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ、課徴金減免制度における報告等も含めた報告等事業者が行った報告等の内容が、運用方針4(1)の考慮要素を満たすか否かで判断することとなるため、報告等事業者が把握し得る限りで報告等がされて



No.	項目	意見の概要	考え方
		されることが懸念される。(弁護士)	いる場合は、減算率は最大となります。
17	運用方針3(1)	改正後の独占禁止法第7条の4第5項の通知を受けるに足る報告及び資料の提出と評価されるために必要な記載の程度(少なくとも、旧課徴金減免制度における程度からの変更がないこと)を明らかにすべきである。また、事業者が調査協力を行う上では、調査協力減算制度の適用の有無につき早期に見通しを持つことが肝要となる。新課徴金減免制度の下における課徴金減免申請において事業者から課徴金減免申請を受けた場合には、速やかに当該通知を発出する運用とすべきである。(弁護士)	課徴金減免申請を受けた旨の通知に関する条文は今般の改正の前後で実質的な変更がないことから、公正取引委員会は、改正後の独占禁止法及び規則に従った課徴金減免申請を受けたか否かを従前どおり判断し、改正後の独占禁止法及び規則に従った課徴金減免申請を受けたときは、当該課徴金減免申請を行った事業者に対し、速やかにその旨を通知します。
18	運用方針3(1)	改正後の独占禁止法第7条の4第5項の通知をする際には、名宛人に対し、調査協力減算制度を利用するための協議の申出ができること及びその期限を示すべきである。(団体)	今後、具体的な教示の方法についての検討の際の参考とします。
19	運用方針3(2)	報告等事業者の利益の観点から、課徴金減免申請の要件が協議にどのように関連するのか、課徴金減免申請において報告すべき情報と協議の場で提供すべき情報との差異について明示すべきである。(弁護士)	運用方針3(1)において示しているとおり、協議の申出ができるのは、改正後の独占禁止法第7条の4第5項の通知を受けた事業者に限られるため、事業者は、違反行為に係る事実等を把握したときは、従前どおり、課徴金減免制度に係る報告等を十分に行う必要があります。したがって、当該事業者は、当該報告等の際に、その時点で把握する限りの報告等を行っているはずであるため、通常、協議においては、公正取引委員会からの追加報告等の求めに応じること(改正後の独占禁止法第7条の5

No.	項目	意見の概要	考え方
			第1項第1号ロ及びハ)を協力の内容として盛り込めば、公正取引委員会は報告等事業者と合意することを明らかにしております。
20	運用方針3(2)	協議に立ち会う公正取引委員会側の担当者は担当審査官でなければならないと考える。そうでなければ提出される資料等が事件解明に有用であるかが正しく判断できないからである。(個人)	実務上、報告等事業者と協議を行うのは、協議の申出に係る事件の審査を担当する審査長等の審査官を想定しております。
21	運用方針3(2)	協議及び合意の過程においては、事業者が公正取引委員会の追加報告等の求めに応じる旨協議し合意がなされていればよく、違反行為の対象範囲等に関する事実の認定はその対象でないことを確認したい。(団体)	違反行為の対象範囲等の認定は協議及び合意の対象ではありません。
22	運用方針3(2)イ	提出される資料等には「新たな事実に係るもの」及び「提出に期間を要するもの」が含まれる。そうすると、合意後に提出された資料等の中には、事件解明に役立たないものであったことが事後的に判明する場合があります。こうした場合を考慮して、合意は、事情により改定又は破棄されることがあり得ることを規則上も明らかにしておくべきである。また、合意は、事件終結の直前で行えばよいと考える。(個人)	調査協力減算制度は、効率的かつ効果的な事件の真相の解明等を図ることを目的としていることから、合意は調査開始後早期に行うことが適当と考えます。 運用方針3(2)イにおいて示しているとおり、公正取引委員会は、報告等事業者に対し、通常、上限及び下限についての合意の求めを行うこととしています。当該合意を行えば、事件の全容が把握できた時点で報告等事業者が報告した事実等の内容を評価し、減算率に反映することとなりますので、事件の真相の解明に資する程度を適切に反映した減算率を当該報告等事業者に対して適用することができます。したがって、合意の改定等に係る



No.	項目	意見の概要	考え方
			規定を設ける必要性はないと考えます。
23	運用方針3(2)イ	上限及び下限についての合意後に、当該合意をした報告等事業者にとって新たに判明した事実又は資料であれば、それが他の事業者が提出している事実や資料と重複していても、改正後の独占禁止法第7条の5第2項第1項の「新たな事実又は資料」に該当する旨明示すべきである。(弁護士)	調査協力減算制度における報告等については、他の事業者が既に報告等している事実等の内容と重複するものであっても、事件の真相の解明に資するものとして評価することとなります。したがって、合意後に把握する蓋然性が高いと認められる新たな事実又は資料の内容が、他の事業者が報告等している内容と重複する可能性があるとしても、改正後の独占禁止法第7条の5第2項第1項の「新たな事実又は資料」に該当します。
24	運用方針3(2)イ	「新たな事実等を把握する蓋然性が高い」とあるが、公正取引委員会が判断する場合の判断方法が記載されていないので、どのような場合に蓋然性が高いと判断するのか明確にすべきである。(弁護士)	運用方針3(2)イにおいて示しているとおり、報告等事業者が公正取引委員会から追加報告等の求めに応じて事実等を把握した場合であっても、新たな事実等の把握として評価することとしており、公正取引委員会は、事件調査において、当該求めを必ず行うことから、通常、蓋然性が高いと判断することとなります。
25	運用方針3(2)イ	「事実等」は法律どおり「事実又は資料」と明示すべきである。(弁護士)	「等」が「資料」を指すことは明白であり、記載の簡潔性の観点から、記載については、原案どおりとします。
26	運用方針3(3)	報告等事業者が調査協力減算制度における報告等を履行する期限は、当該報告等事業者の個別事情に十分配慮し柔軟に決定されるべきである。 また、報告等事業者が当該期限までに履行しない場合には、改正後の独占禁止法第7条の6第7号に該当し、課徴金減免	上限及び下限についての合意を行う場合は、報告等事業者は、公正取引委員会からの追加報告等の求めに応じることにも合意することとなりますが、当該求めの具体的内容の全てを当該合意時点で定めることはできません。そのため、報告等事業者の履行期限については、具体的

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>制度及び調査協力減算制度の適用が受けられなくなるところ、自然災害などにより当該期限までに履行できない場合が考えられることから、当該期限までに履行できなかったことのみを理由に直ちに同号に該当すると評価しないとするなど柔軟な対応をすべきである。</p> <p>さらに、合意後、当該期限の延長を認める必要があることも実務においては想定されることから、「合意に定められた期限」は、合意によって延長された場合は延長後の期限であることを明示すべきである。（弁護士）</p>	<p>な当該求めを行う際に公正取引委員会が決定することとし、その旨を合意することとなります。履行期限の決定の際には、報告等事業者と密接なコミュニケーションを行い、個別事情に配慮して決定することとしていきます。</p> <p>他方、特定割合についての合意を行う場合であって、報告等事業者が報告等を当該合意後直ちに行うことを内容としたときは、当該報告等の履行期限は合意において定めることとしていきます。</p>
27	運用方針3（4）	<p>改正後の独占禁止法及び規則のいずれにおいても、減算率の決定に当たり、当該減算率となった評価根拠を報告等事業者に対して開示する旨の定めがなく、運用方針においてもこの点への言及がない。</p> <p>したがって、減算率の評価根拠については、課徴金納付命令書に具体的に記載することとし、その旨を運用方針においても明記すべきである。（弁護士）</p>	<p>課徴金納付命令書の記載ぶりについては、今後の参考とします。</p> <p>なお、減算率は、調査期間を通じて報告等事業者と密接なコミュニケーションを行いながら、運用方針4（1）の考慮要素によって決定されることとなります。</p>
28	運用方針4（1）	<p>事件に関して、調査協力減算制度の適用を受ける全事業者が最高の協力度合いと評価されることもあり得ることを確認したい。例えば、事件への関与度が低いため、結果として違反の中心的事業者より具体的、網羅的な報告や資料の提出等が行えなかったとしても、違反の中心的事業者より低い協力を</p>	<p>事件の真相の解明に資する程度の評価は運用方針4において示しているとおり把握し得る限りで報告等がされたか否かといった、事件の真相の状況を踏まえて行うものであり、調査対象事件における全ての報告等事業者について全ての考慮要素を満たすと評価することもあり得ます。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		度合いと評価されるわけではないことを念のため確認したい。(団体, 弁護士)	
29	運用方針4(1)	米国等の競争当局は、減算割合について一定の裁量権を有している。これに対し、調査協力減算制度は、やや型にはまった形となっているため、この点、国際的な競争当局の基準から乖離している。そこで、運用方針4(1)の考慮要素は相互依存的事であることから、これらは総合的に評価することが適切であるとする。(弁護士)	今後の参考としますが、事業者にとっての予見可能性及び法運用の透明性を高め、調査協力減算制度を利用するインセンティブを高めるため、事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、運用方針4(1)の考慮要素をそれぞれ満たすか否かを判断し、当該考慮要素を満たした数に応じて減算率を決定することとしました。
30	運用方針4(1)	公正取引委員会が協力の価値を評価する際に、運用方針4(1)の考慮要素を満たした数に応じて特定の減算率を定める固定化した制度に代わり、柔軟性のある制度を採用すべきである。(弁護士)	
31	運用方針4(1)	報告等の価値とそれに基づく減算率の決定は、公正取引委員会が有する証拠、他の事業者からの報告内容を踏まえた上で、事業者の行った報告等が事件の真相の解明へ寄与した程度を基準に決めるべきである。この観点からは、評価における考慮要素として掲げられている運用方針4(1)の要素は、あくまでもその判断の一つの目安にすぎないものとする(特に、報告が「網羅的」ではなくても、真相解明に大きく寄与する報告等は十分考えられる。) したがって、満たした考慮要素の数と減算率を、1対1で対応させる必要はないのではないか。仮に、何らかの規定を	

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>するとしても「40%（又は20%）という上限の減算が行われるのは、通常は三つの要素を全て満たしたときである」旨のみを示せば十分ではないか。本制度についての実務経験が、公正取引委員会側にも企業側にもない現段階で、満たした要素の数と減算率を1対1で対応させるような厳格な規定を置くのは無理があるのではないか。（団体）</p>	
32	運用方針4（1）	<p>運用方針4（1）の考慮要素はやや抽象的であるため、公正取引委員会が当該考慮要素をどのように評価するかについて事業者の予見可能性を確保する必要がある。もしこれらの評価について公正取引委員会の広範な裁量に委ねられるとすると、事業者が調査協力減算制度を利用するインセンティブが損なわれるおそれがある。そこで、網羅性を満たす資料の種類や性質を特定する等、より具体的な指針を示すべきである。（事業者、弁護士）</p>	<p>調査対象の事件の事実認定において必要となる「事件の真相の解明に資する」事項は、事件ごとに異なり、また、同一事件においても、違反行為への関与度合いは報告等事業者ごとに異なることから、運用方針において、網羅性を満たす資料の種類や性質を、画一的に特定することは適当ではないと考えております。</p> <p>他方、公正取引委員会は、調査期間を通じて、事業者と密接なコミュニケーションを行う中で、運用方針4（1）の考慮要素に照らして、報告等事業者の報告等が不十分な点を示しつつ、追加報告等の求めを行うことにより、意見聴取手続において、報告等事業者が減算率を初めて把握するということがないように運用したいと考えております。</p>
33	運用方針4（1）	<p>報告の時点において入手可能な網羅的な資料を提供した場合、報告等事業者が網羅性の要素を完全に満たしたと評価する旨を運用方針に示すべきである。（弁護士）</p>	<p>運用方針4（1）の考慮要素を満たすか否かを判断するに当たっては、報告等事業者の把握し得る限りで報告等がされているか否かといった事件の真相の解明の状況</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
			<p>を踏まえることとなります。したがって、報告等事業者が把握し得る限りで十分な内容の報告等を行った場合には、公正取引委員会規則で定める「事件の真相の解明に資する」事項について網羅的であるか否かの考慮要素を満たすこととなります。</p> <p>他方、報告等事業者が把握し得るが、その時点では入手が困難な資料等が存在する場合もあると考えられます。このため、合意に基づき公正取引委員会が期限を決定して当該資料等について追加報告等の求めを行うこととなります。</p>
34	運用方針4(1)	合意後の協力において、事業者の報告内容が公正取引委員会にとって特段新規性のない情報であったとしても、運用方針4(1)の考慮要素を全て満たし得ることを確認したい。(団体、弁護士)	合意後に報告等事業者が行った報告等が既に公正取引委員会が把握している内容のものであったとしても、事件の真相の解明に資すると評価して、運用方針4(1)の考慮要素を全て満たすことはあり得ます。
35	運用方針4(1)	報告の新規性の有無や事業者の関与度合いは評価における考慮要素とはならないとのことであるが、その旨も明記してほしい。(団体)	事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、運用方針4(1)の三つの考慮要素を考慮することとしているとおり、これら以外の要素を考慮することはありませんので、記載については、原案どおりとします。
36	運用方針4(1)	運用方針4(1)の考慮要素①及び②について、協力の段階では真摯に調査した内容を報告したものの、例えば、販売地域や違反行為の開始時期について、結果として他の事業者の申告内容との食い違いが生じた場合や、意図的ではない認	報告等事業者が把握し得る限りでの報告等について、他の事業者の報告内容等により公正取引委員会が把握している事実と差異が生じた場合、直ちに「具体的かつ詳細であるか否か」及び「事件の真相の解明に資する事項

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>識違いがあったことが発覚した場合であっても、直ちに同要件を満たさなくなるわけではないことを確認したい。</p> <p>また、このような場合、直ちに欠格事由である「虚偽の内容が含まれていたこと」に該当するものではないことも併せて確認したい。(団体)</p>	<p>について網羅的であるか否か」の要素を満たさなくなるわけではなく、また、直ちに欠格事由である「虚偽の内容が含まれていたこと」に該当するわけではありません。</p> <p>調査協力減算制度は効率的かつ効果的な事件の真相の解明等を図ることを目的としていることから、報告等事業者からの報告等の内容について、公正取引委員会が把握している内容と差異が生じた場合には、公正取引委員会は報告等事業者と密接なコミュニケーションを行いながら、その差異を解消していくこととなります。</p>
37	運用方針4(1)	<p>協力の段階では真摯に調査した内容を報告したものの、例えば、販売地域や違反行為の開始時期について、結果として他の事業者の報告等の内容との食い違いが生じた場合や、意図的ではない認識違いがあったことが発覚した場合であっても、直ちに運用方針4(1)の考慮要素②を満たさなくなるわけではなく、また、直ちに欠格事由である「虚偽の内容が含まれていたこと」に該当するものではないと理解をしているが、その旨明記されたい。(団体)</p>	
38	運用方針4(1)	<p>運用方針4(1)の考慮要素②については、当該事案における当該事業者に関して、どの程度の情報の提供で網羅性を満たすこととなるのか、公正取引委員会側から報告等事業者との間のコミュニケーションの中で明確に示す運用とすることを確認したい。(団体)</p>	<p>公正取引委員会は、調査期間を通じて、事業者と密接なコミュニケーションを行う中で、運用方針4(1)の考慮要素に照らして、報告等事業者の報告等が不十分な点を示しつつ、追加報告等の求めを行うことにより、意見聴取手続において、報告等事業者が減算率を初めて把握するということがないように運用したいと考えております。</p>
39	運用方針4(1)	<p>上限及び下限についての合意に関しては、確かに、事業者にとって利益が出る場合もあるが、協力に相当のコストが必要となり結果的に利益が出ない場合もあり得る。それが常態化すると事業者の事件調査に協力するインセンティブが低下</p>	



No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>する可能性があるから、公正取引委員会は、事業者に対して、協力要請時点の減算率の状況や協力に応じた場合に付与される減算率を開示するなどの措置を講ずることが有用だと考える。（団体、弁護士）</p>	
40	運用方針4（1）	<p>運用方針4（1）の考慮要素②における「網羅的」という用語は曖昧であり、より明確な表現を使用すべきである。また、「事件の真相の解明に資する」事項は、規則によって八つ列挙されているが、「網羅的」という用語が、報告等事業者が行った報告等の内容がこの八つの事項全てにわたって述べられていなければならない趣旨で用いられているのであれば妥当でない。八つの事項全てではなくその中のいずれかについて述べられていても、報告等事業者の違反行為への関与の度合いによっては最上位の評価を得られるとすべきである。（弁護士）</p>	<p>運用方針4（1）の考慮要素②における「網羅的」については、全ての事件、全ての事業者において、八つの事項の全てにわたって報告等がされる必要があることを意味するものではありません。</p> <p>考慮要素を満たすか否かを判断するに当たっては、調査対象の事件の事実認定において必要となる「事実の真相の解明に資する」事項について、違反行為への関与の度合いに応じ、報告等事業者の把握し得る限りで報告等がされているか否かといった事件の真相の解明の状況を踏まえることとしており、八つの事項のうち、調査対象の事件の事実認定において必要であり、かつ、報告等事業者が把握し得る事項の全てについて報告等がされていれば、「網羅的」として評価されることとなります。</p> <p>他方、このことは、御意見のような例の場合に限るものではないため、記載については、原案どおりとします。</p>
41	運用方針4（1）	<p>運用方針4（1）の考慮要素②について、この「網羅的」の意味を明記してほしい。例えば、事業者の責めによらないやむを得ない事情により事実の調査ができず当該部分が報告できないなどの場合でも「網羅的である」との要件を満たす余地がある旨を明記してほしい。（団体）</p>	<p>改正後の独占禁止法第7条の4第5項の通知が行われている場合には、運用方針4（1）の考慮要素③を満たす</p>
42	運用方針4（1）	<p>課徴金減免申請時に申請の裏付けとなる資料が公正取引委員会に提出されている場合、すなわち改正後の独占禁止法第</p>	<p>改正後の独占禁止法第7条の4第5項の通知が行われている場合には、運用方針4（1）の考慮要素③を満たす</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		7条の4第5項の通知が行われている場合には、運用方針4(1)の考慮要素③は満たすことを確認したい。(団体)	こととなります。 公正取引委員会は事業者から課徴金減免申請における報告等、すなわち、事実の報告及び当該事実の裏付けとなる資料が提出された場合に、当該事業者に対して改正後の独占禁止法第7条の4第5項の通知を行うこととしており、特定割合についての合意における特定割合又は上限及び下限についての合意における下限の割合の決定に当たっては、課徴金減免申請における報告等を含めて評価することとされていることから、通常、考慮要素③を満たすこととなります。
43	運用方針4(1)	上限及び下限についての合意の場合において調査期間を通じた協力が減算率に反映されることを明確にするために、運用方針4(1)の考慮要素を「事件の真相の解明の状況や調査期間を通じて行われた報告等事業者の協力の内容を踏まえることとなる。」と変更すべきである。(団体)	運用方針3(2)イにおいて示しているとおり、特定割合についての合意においては、合意時点までに把握している事実等を減算率において評価することとなる一方、上限及び下限についての合意においては、合意後に新たに把握した事実等、つまり調査期間を通じて行われた協力も減算率において評価することとなります。運用方針4(1)は、いずれの合意についても適用される評価方法を示していることから、御指摘の文言を追加することは適当ではなく、原案どおりとします。
44	運用方針4(1)	「事件の真相の解明に資する事実等」を提供するという観点及び効率的かつ効果的に調査を行うという観点からは、公正取引委員会に対して当該事実に関し報告及び資料を提出す	運用方針4(1)において示しているとおり、事件の真相の解明に資する程度の評価に当たっては、三つの考慮要素から評価することとなり、報告等の時期自体は考慮

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>る時期は、減算率に関わる重要な評価項目であると思われる。そのため、早期に報告及び資料の提出を行うことが推奨されるように、報告及び資料の提出時期（タイミング）と減算率の評価についても関連性を明確にすべきである。（弁護士）</p>	<p>要素となりません。</p> <p>しかし、調査協力減算制度は、効率的かつ効果的な事件の真相の解明等を図ることを目的としていることから、新課徴金減免制度を通じて、早期に事業者から報告等が行われることが望ましいと考えています。また、調査協力減算制度における報告等については、履行期限を定めることとしており、定めた履行期限までに履行する必要があります。</p>
45	運用方針4（2）	<p>事件の真相の解明に資する事項については、運用方針別紙で示されている内容の具体例を踏まえ、特殊な事項を報告しなくても調査協力に基づく減算が得られるという趣旨であるとの理解の下、賛成する。（団体）</p>	<p>改正後の独占禁止法の規定では、規則で定める「事件の真相の解明に資する事項」に係る事実の内容を評価して、減算率を決定することとされているため、規則で規定している八つの事項以外の事実の内容を評価することはありません。</p>
46	運用方針4（2）	<p>審査官等が行う任意の供述聴取等において報告等事業者の従業員等が供述した内容は、事件の真相の解明に資する事項に係る事実としては評価しないとのことであるが、当該内容について報告等事業者が補ったものを内容とする報告は評価の対象とすべきである。例えば、報告等事業者の従業員等に対する任意の供述聴取後、報告等事業者が追加で重要な事項を発見し、それを報告書にまとめて提出した場合、当該報告書は事件の真相の解明に資する事項として評価されるべきである。</p>	<p>御指摘の運用方針の箇所は、独占禁止法研究会報告書（平成29年4月独占禁止法研究会）第3の8（2）ア（ウ）を踏まえ、報告等事業者の従業員等による供述自体は事件の真相の解明に資する事項に係る事実としては評価しないこと、他方、当該報告等事業者が当該供述と同内容の報告等を行った場合には事件の真相の解明に資する事項に係る事実として評価することを明らかにしたものです。</p> <p>なお、ここにいう「従業員等」には元従業員を含みます。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>なお、ここでいう「従業員等」は、現在報告等事業者に雇用されているものに限るのか、報告等事業者が公正取引委員会に提出した関連情報に登場する元従業員も含むのか等、その範囲を明示してほしい。（弁護士）</p>	<p>す。</p>
4 7	運用方針 4（2）	<p>審査官等が行う任意の供述聴取、審査官が行う審尋において公正取引委員会が把握した事実であっても、事業者が報告等を行った場合には評価することがあるとされているが、公正取引委員会の調査状況にかかわらず事業者の事件調査への協力のインセンティブを高めるために、公正取引委員会による把握の有無にかかわらず事業者の報告等を減算率の評価対象とすることを求める。（事業者）</p>	<p>公正取引委員会が把握しているか否かにかかわらず、事業者が報告等を行った場合には減算率の評価対象とすることを考えています。また、任意の供述聴取等により公正取引委員会が把握した事実を報告等事業者が報告等を行った場合には、事件の真相の解明に資する事項に係る事実として評価することから、評価対象としない場合があるとの誤解を避けるため、「評価することがある」を「評価する」に修正しました。</p>
4 8	運用方針 4（2）	<p>従業員等による供述について、事業者が従業員等に連絡を取って審査官等が行う供述聴取に応じるよう促した場合など、事業者が円滑な供述聴取に貢献した場合には、当該従業員等の供述内容について事業者が報告等を行えば、事件の真相の解明に資する事項に係る事実として評価することを明確にすべきである。（団体）</p>	<p>報告等事業者が報告等を行った経緯・態度を考慮要素とするものではありません。しかし、報告等事業者が、従業員等に審査官等が行う任意の供述聴取等に応じるよう促し、供述した内容を公正取引委員会に報告等を行った場合には、その内容を事件の真相の解明に資する事項に係る事実として評価することとなります。</p>
4 9	運用方針 4（3）	<p>報告等事業者が合意後に新たに判明した事実や資料をできる限り提出していれば、それが他の事業者が提出している事実や資料と重複していても「事件の真相の解明に資する」と判断すべきであり、「事件の真相の解明に資する程度」が低い</p>	<p>報告等事業者が行った報告等の内容が他の事業者が行った報告等の内容と重複したとしても、事件の真相の解明に資する程度が低いと評価することはありません。事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		と解釈すべきではない。(弁護士)	運用方針4(1)の要素のみを考慮することとなります。
50	運用方針4(3)	<p>運用方針表2の減算率について、バランスよく数値が割り当てられているように見えるが、政策的に考えた場合、以下のようにすべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40%、20%、10%という原案を、40%、30%、20%とする。</li> <li>・20%、10%、5%という原案を、20%、15%、10%とする。</li> </ul> <p>全ての要素を満たすことは相当困難であり、2要素でも協力としては有用である。他方で、全く協力しない場合と、一つでも要素を満たす協力をする場合との差は大きい。原案では、3要素と2要素の差の方が、1要素と無協力の差よりも大きく、1要素又は2要素の事業者の協力を誘引できない。</p> <p>一つでも要素を満たそうとして1歩目を踏み出せば、調査に協力的姿勢を維持することとなるため、戦略的に、要素が一つの場合でも大きく評価することとすべきである。(個人)</p>	<p>運用方針4(1)において示しているとおりに、報告等事業者の違反行為の関与度合いに応じ、把握し得る限りで報告等がされたか否かを踏まえることとなりますので、運用方針4(1)の考慮要素を全て満たすことが「相当困難である」とは考えておりません。</p> <p>調査協力減算制度が効率的かつ効果的な事件の真相の解明並びに違反行為の排除及び抑止を図るために導入されたことを踏まえると、当該考慮要素を全て満たすことを各事業者志向してもらいインセンティブを重視することが適当であることから、全ての考慮要素を満たす場合と二つの考慮要素を満たす場合との間の減算率の差を、二つの考慮要素を満たす場合と一つの考慮要素を満たす場合との間のそれよりも、大きく設定しました。</p>
51	運用方針4(3)	<p>運用方針表2では、事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率として、公正取引委員会の調査開始日前について40%、20%及び10%、調査開始日以後について20%、10%及び5%という減算率がそれぞれ記載されている。この記載からは、上記以外の減算率が認定されることはないように読める。</p>	<p>運用方針表2に記載した率以外の減算率を適用することはありません。</p> <p>なお、規則第19条は、上限及び下限についての合意をする場合における上限の割合は5%単位で定めることを規定したものであり、同条を踏まえた実際の運用としては、運用方針4(3)において示しているとおりに、通</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>しかし、規則第19条においては、「百分の五を単位として」減算率を認定するものとしている。</p> <p>そのため、前記表2の各減算率は例示であること、すなわち、公正取引委員会の調査開始日前の減算率について、個別具体的な事情に応じて30%や15%という減算率が認定されることがあることを確認されたい。</p> <p>仮に、30%や15%という減算率が認定されることがある場合には、どのような場合に、このような中間的な減算率が適用されるか、運用方針において明確にされたい。（弁護士）</p>	<p>常、調査開始日より前に課徴金減免申請をした事業者であれば40%、同日以後に課徴金減免申請をした事業者であれば20%を提示することとしております。</p>
52	運用方針4（3）	<p>公正取引委員会は、特定割合についての合意ではなく、通常、上限及び下限についての合意の求めを行うことに関して、上限値については、通常、調査開始日前の申請者は40%、調査開始日後の申請者については20%となるという点には賛成するが、下限値については、機械的な適用とならないことを期待する。（団体）</p>	<p>協議及び合意は、調査開始後早期に行うため、合意時点においては、運用方針4（1）の考慮要素のうち、具体的かつ詳細であるか否か及び「事件の真相の解明に資する」事項について網羅的であるか否かを満たすと評価できる場合は多くないと想定しており、下限の割合については、No.42の「考え方」のとおり、通常は、一つの要素だけを満たし、調査開始日前の申請者は10%、調査開始日後の申請者は5%を提示することとなると考えております。ただし、合意時点において、報告等事業者が二つ以上の要素を満たす報告等を行ったと認められる場合には、運用方針4（3）に従って、それ以外の割合を提示することを排除するものではありません。</p>



No.	項目	意見の概要	考え方
53	運用方針別紙	「違反行為の対象となった商品又は役務」の例である「需要者、供給者、流通経路」の「需要者」に関して、カルテルや受注調整によって影響を受けた個人の消費者に関する情報を追加することを提案する。（弁護士）	違反行為の対象となった商品又は役務が消費者向けに供給されるものであった場合には、当該消費者が「需要者」に当たることとなりますので、例示に「消費者」を追加する必要はないと考えております。
54	運用方針別紙	「違反行為の対象となった商品又は役務」の例である「価格変動要因」及び「規格その他関連規制」に関して、どのような種類の情報が当該要件を満たすのかを明示してほしい。（弁護士）	原材料の高騰などの価格変動要因、JIS規格など違反行為の対象となる商品等の規格その他関連規制を指していますが、違反行為の対象となった商品又は役務の事項について、具体的かつ詳細な報告等を行うために必要な事実等は、事件ごとに異なることとなります。公正取引委員会は、調査対象の事件の真相解明において必要とする情報について、報告等事業者とコミュニケーションを行いながら、報告等を求めていくこととなります。
55	運用方針別紙	「違反行為の参加者」の例である「株主・グループ会社の構成」に関して、報告等事業者自身の株主情報だけで足り、他の違反行為者の株主情報は非公開情報であるか入手できない可能性が高いため、提供する必要がない旨明示してほしい。（弁護士）	報告等事業者として、そもそも把握し得ない情報については、公正取引委員会から報告等を求められても、履行不能であることから、公正取引委員会は、調査対象の事件の真相解明において必要とする情報について、報告等事業者とコミュニケーションを行いながら、報告等を求めていくこととなります。
56	運用方針別紙	違反行為に途中から参加した又は早期に違反行為から離脱した報告等事業者は、自身の関与していない時期の情報については十分な情報・資料を持たないことが通常と考えられる。具体的には、「違反行為の時期」の例である「合意をした時	運用方針4（1）の考慮要素を満たすか否かを評価するに当たっては、他の事業者から収集した事実等から判断した報告等事業者の違反行為への関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否かといっ

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>期」は、報告等事業者が途中で違反行為に参加した場合、当該報告等事業者が個別に合意に参加した時期については情報・資料を有しているが、違反行為に参加する以前又は早期離脱後の他の違反行為者間の合意に関する情報・資料は有していないことが通常である。</p> <p>そのため、途中参加又は早期離脱した事業者に対しては（他の事業者が合意をしていた）違反行為の全体に関する情報は必ずしも必須ではなく、自身が関与していた期間の情報で足りるという点を明らかにしてほしい。（弁護士）</p>	<p>た、事件の真相の解明の状況を踏まえることとなるため、事件の真相の解明に資する事項に係る事実の内容として例示されているもののうち、把握し得ないと認められるものについての報告等がされていなくても、考慮要素を満たすことは可能です。</p>
57	運用方針別紙	<p>「その他違反行為に係る事項」について、例えば、「違反行為の前後における価格/落札率の変動状況」「違反行為の前後における需要動向の変化」「利益率の変化」、その他、違反行為の存在を窺わせる特筆すべき事情を入れておくべきである。</p> <p>仮に、事業者が自社に絡んで違反行為があったことが窺われるとして、社内での調査・検討を経て報告に及んだとしても、当該違反行為を行っていた担当者及び担当部署は、証拠を残そうとして違反行為を行っているわけではなく、極力証拠を残さないようにしているはずであるから、後の社内調査で得られる証拠は限られており、報告のために用意できる証拠は担当者などの陳述が主になる可能性がある。しかし、それでは違反行為の立証に不十分であり、そのような場合に重</p>	<p>御指摘を踏まえ、違反行為期間外の価格動向も含まれることを明確にするため、運用方針別紙に「違反行為の実施状況」の事項に係る事実の内容の例として記載した「商品又は役務の価格動向等」を「<u>違反行為の前後を含む商品又は役務の価格動向等</u>」に修正しました。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>要となる状況証拠，すなわち，経済学的なものも含め，違反行為が存在しなければ通常は起こり得ないと思われることを示す諸事情については，事件の真相の解明に資するクリティカルなものとして，高く評価して減算根拠となるものとすべきである。（弁護士）</p>	
58	運用方針別紙	<p>「その他違反行為に係る事項」の例である「アウトサイダー」に関して，アウトサイダーの意味を明示し，その具体例を示してほしい。（弁護士）</p>	<p>「アウトサイダー」とは一般に，違反行為には参加していない競争者を指しますが，その具体的な範囲については事件ごとに異なることとなります。公正取引委員会は，必要とする情報について事業者と密接なコミュニケーションを行いながら，報告等を求めていくこととなります。</p>
59	運用方針別紙	<p>「課徴金額の算定率」の例である「違反行為者及びその完全子会社の違反歴」といった常習犯的事実は，報告等事業者に付与される企業評価価値とは切り離すべきである。</p> <p>「課徴金額の算定の基礎となる額」の例である「商品又は役務を供給しないこと等に関して得た財産上の利益に相当する額」は，公正取引委員会が報告等事業者に違法行為による損害や損失を定量化するための情報を提供することを求めるよう示唆しているように見える。そのような情報はいつでも入手可能とはいえず，入手可能であったとしても，様々な仮説を立てる必要があり，確実な内容の情報を提供することはできない。また，報告等事業者は，それらの情報が減算率に</p>	<p>「違反行為者及びその完全子会社の違反歴」は，改正後の独占禁止法第7条の3第1項を適用するための根拠事実となるため，事件の真相の解明に資する事項に係る事実の内容の例として挙げております。</p> <p>また，「商品又は役務を供給しないこと等に関して得た財産上の利益に相当する額」は，改正後の独占禁止法第7条の2第1項第4号を適用するための根拠事実となるため，事件の真相の解明に資する事項に係る事実の内容の例として挙げております。</p> <p>いずれも，当該事実等の報告等を行ったことを理由に調査協力減算制度における減算率が低くなることはあり</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		影響することや損害賠償請求で利用されることを懸念し、合意の成立が困難となるおそれがある。(弁護士)	ません。
60	運用方針別紙	「課徴金額の算定率」の例である「違反行為者及びその子会社等の資本金の額又は出資の総額」及び「違反行為者及びその子会社等の常時使用する従業員の数」に関しては市場への影響や市場支配力に関連する情報を得ることが目的であると理解したが、これらの情報については報告等事業者が把握できない可能性がある。むしろ、市場への影響や市場支配力に関する直接的な情報は、公正取引委員会が様々な当事者から取得することが可能なはずである。したがって、当該項目を削除するか、報告等事業者単独の情報に限定する旨を明示してほしい。(弁護士)	「違反行為者及びその子会社等の資本金の額又は出資の総額」及び「違反行為者及びその子会社等の常時使用する従業員の数」は、改正後の独占禁止法第7条の2第2項を適用するための根拠事実となるため、事件の真相の解明に資する事項のうち、「課徴金に係る事項」に係る事実の内容の例として挙げているものであり、市場への影響や市場支配力に関連する情報を得ることが目的ではありません。
61	運用方針別紙	「課徴金額の算定の基礎となる額」の例である「違反行為の対象となった商品又は役務の供給等に関して、完全子会社等に与えていた指示や情報の内容」とは、どういった程度・範囲の指示や情報まで含まれるのか。例えば、完全子会社等の側ではそれが違反行為の対象であることは知らされず、単に供給等について指示や情報を受けていたにすぎないような場合も含まれるとすべきではない。(弁護士)	違反行為の対象となった商品又は役務を完全子会社等が供給等していた場合には、改正後の独占禁止法第7条の2第1項第1号を適用する際の判断の根拠とするため、当該供給等に関して、そもそも、完全子会社等に対し、どのような指示又は情報を与えていたか、あるいは、指示又は情報を与える関係にはなかったか等の報告等を求めることとなります。
62	運用方針別紙	「課徴金額の算定率」の例である「違反行為者が他の事業者公正取引委員会の調査の際に資料等を隠蔽すること等を要請した具体的な内容」に関しては、報告等事業者が他の	賛同の御意見として承ります。 なお、妨害行為の要請等を行っていた事業者に対しては、改正後の独占禁止法第7条の3第2項第3号ハに該

No.	項目	意見の概要	考え方
		事業者による調査妨害を警告することを奨励しているものであり、こうした妨害行為を行ったものの減算率は引き下げられることを前提とした合理的な取組である。(弁護士)	当する場合には、算定率の割増しが行われることとなり、当該妨害行為を行っていたことをもって減算率が引き下げられることはありません。
6 3	運用方針別紙	「課徴金額の算定率」のうち加重要素については「違反行為の態様」に含めればよく、その上で、「課徴金に係る事項」については「事件の真相の解明に資する事項」から除外すべきである。(団体)	「事件の真相の解明に資する事項」について、「違反行為に係る事項」と「課徴金に係る事項」を設けているのは、「事件の真相の解明に資する事項」の対象が排除措置命令及び課徴金納付命令それぞれに必要な事実であるためです。また、主たる使用目的を明確にするため、具体例をそれぞれの命令に資する事項に記載していますので、記載については、原案どおりとします。 なお、御指摘の「課徴金額の算定率」のうち加重要素は、今般改正された繰り返し違反など「違反行為の態様」とは異なるものがあるため、「違反行為の態様」に含めることはできないと考えております。
6 4	その他	広義の課徴金減免制度の運用においては、協議・合意による減算よりも、報告・資料の提出による減算を中心として設計すべきと考える。公正取引委員会としては、重要な情報・資料を後出しされて協議・合意することなく、いち早く躊躇することなく重要な情報・資料を出してもらう制度設計(インセンティブ構造)とすべきである。 そのためには、報告・提出された資料の評価において、他の事業者が提出していない情報・資料であるかどうか(事実・	調査協力減算制度は、効率的かつ効果的な事件の真相の解明等を図ることを目的としていることから、新課徴金減免制度を通じて、早期に事業者から報告等が行われることが望ましいと考えています。 そのため、運用方針3(1)において、調査協力減算制度の適用は改正後の独占禁止法第7条の4第5項通知を受けた事業者に限られることを明らかにすることにより、課徴金減免制度における報告等を十分に行う必要が

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>資料の新規性)が重要な指標となると考える。これは、条文上、調査開始日以後の報告・資料の提出から「既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く」ことが規定されている趣旨と同じで、事件の真相の解明に資する事実や資料でなければ、課徴金の減算によって本来違反事業者が得ている不当な利得を一部保持させる結果を正当化できないことに由来するものだと考える。</p> <p>具体的には、他の事業者が提出していない情報・資料であるかどうか(新規性)は、減算率決定の際の重要な評価項目となったり、あるいは、他の項目を評価する際の頼るべき指標となったりすべきだと思われる。この意見の趣旨は、報告し提出できるはずの資料は全て申請に付随する行為の一環として、協議・合意に頼ることなく、いち早く自発的に報告・提出してもらうことにある。その点からは、必ずしも評価項目の一つとなるのではなく、全体の項目に共通して考慮必須となる要素・指標であるように思われる。報告・資料の後出しを先出しと同様に評価することのないことが分かるよう、ガイドラインの表現を工夫してほしい。(個人)</p>	<p>あることを明らかにしております。そして、課徴金減免制度における報告等を十分に行うことを前提として、運用方針3(2)においては、調査協力減算制度の協議において盛り込まなければならない協力の内容として公正取引委員会の追加報告等の求めに応じることを示し、当該内容を含む合意を行うことを明らかにしております。</p>
65	その他	<p>規則及び運用方針は、調査が開始されたとみなされる日を定義すべきである。(弁護士)</p>	<p>新課徴金減免制度における調査開始日は、改正後の独占禁止法第7条の4第1項第1号に規定されております。</p>
66	その他	<p>公表資料別添1のフローチャート(手続の流れ)は非常に</p>	<p>今後の参考とします。</p>



No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>参考になる。運用方針にも、課徴金減免申請手続の各段階に関する項目を追記すべきである。また、それぞれの手続に関する期限に関する説明も追記すべきである。（弁護士）</p>	<p>なお、調査協力減算制度に関する手続の期限について、協議の申出期限は、改正後の独占禁止法第7条の4第5項通知を受けた日から起算して10開庁日を経過する日までであることを運用方針に記載しております。協議、合意、協力の履行等に要する期間については、報告等事業者ごと、報告等の内容ごとに異なることとなります。</p>
67	その他	<p>課徴金制度の見直しにより、調査協力減算制度が導入されたことは評価でき、賛成する。今後、公正取引委員会に対しては制度の適切な運用により、事業者の協力を促し、カルテルや談合を適切に排除することを求める。（団体）</p>	<p>運用方針に沿って調査協力減算制度を運用し、効果的かつ効率的な事件の真相解明を行っていきます。</p>
68	その他	<p>新たに設けられた「調査協力減算制度」について、減算率に幅が設けてあるのは、調査協力を促すために設けたものであることから、公正取引委員会は、中小企業に対して、その趣旨に沿った説明を行ってほしい。（団体）</p>	<p>施行に当たっては、調査協力減算制度も内容とした説明会を実施するなど、中小企業等を対象とした周知活動を行っていきます。また、立入検査時に調査協力減算制度についても解説した独占禁止法のパンフレットを手交することも検討しております。</p>
69	その他	<p>このたびの制度改正により、任意である取調べに拘束されている時間が改善されるなど、本制度の実績を明示し、フォローアップしてほしい。（団体）</p>	<p>改正後の独占禁止法附則第14条において「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の独占禁止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の独占禁止法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されていることから、施行後5年を経過した後、必要に応じて、調査協力</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
			減算制度の運用についてもフォローアップを実施し、運用方針の見直しを行っていくこととしております。
70	その他	事業者の減算率に関する予見可能性を高め、ひいては本制度を利用して調査に協力するインセンティブを高めるため、今後事例の蓄積を待って、減算率決定にかかるより客観的な評価基準が策定できるようになった場合には、指針等のアップデートを適宜行っていくべきである。(団体)	事業者の予見可能性、法運用の透明性及び事件調査に協力するインセンティブを高めるため、運用開始後も周知活動に努め、施行後5年を経過した後、必要に応じて運用方針の見直しなども行っていきます。
71	その他	報告等事業者にとっての予測可能性及び法運用の透明性を高め、報告等事業者が積極的に新課徴金減免制度を利用することを促すためにも、実際の事案の公表においては、当該事案における公正取引委員会の具体的な評価・認定の内容についても含めるような運用とされたい。(弁護士)	今後の参考とします。
72	その他	公正取引委員会は、報告等事業者の秘密保持に配慮すべきである。特に、事業者が公正取引委員会に対して減免申請を行った結果、民事上の損害賠償請求その他の法的手続において不利益を受けないことを保証すべきである。(弁護士)	公正取引委員会の職員には、独占禁止法や国家公務員法の規定に基づく守秘義務等が課せられており、これらを遵守することが求められています。

その他、以下の御意見を頂きました。

- ・ 調査開始日の前後のいずれかの申請であるかによって厳格に減算率を区分することを再考すべきである。(弁護士)
- ・ 米国司法省が導入している「リーニエンシー・プラス」の考え方を採用することを検討してほしい。リーニエンシー・プラスの全面的導入が難

しいとしても、別件の自主申告により、何らかの減算を認めることを検討してほしい。（弁護士）

- ・ 公正取引委員会がその調査又は他国の競争当局との国際共助の結果知った事実を用いることについての更なる指針を示すべきである。（弁護士）